

感染管理指針

秋田厚生医療センター

秋田厚生医療センター 感染管理指針

はじめに

医療の進歩による手術や治療の高度化、高齢患者の合併症を有する疾患の増加、新たな感染症の発生など院内感染対策は重要課題である。本指針は、この課題を「医療の質」「患者の安全」の確保を目的とする医療安全管理の1つに位置づけ、秋田厚生医療センター（以下「当院」とする）における院内感染を防止するために必要な事項を定め、安全で適切な医療を提供することを目的とする。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染が成立するには、病因、病原巣、排出門戸、伝搬経路、侵入門戸、感受性宿主、の6つの成立が必要となる。感染対策はこの中の1つを断ち切ることにより、感染の成立を防ぎ、患者、職員を感染から守る事を目的とする。

2. 感染管理に関する用語の定義

(1) 医療関連感染（HAI）

院内感染とは、入院時には潜伏も発症もしていない感染症を指す。しかし、近年は医療サービスを提供する場が外来や、療養施設、また在宅などをしめているため、これらを含めた様々な形態の医療サービスに関連して発生する感染を医療関連感染（Healthcare-Associated infection：HAI）と呼ぶことが推奨されている。

更に医療関連感染とは病院内で獲得された微生物によって引き起こされた感染症であり、退院後に発症しても、入院中に獲得された病原微生物が原因であれば、医療関連感染となる

3. 院内感染管理のための組織および体制

当院における院内感染防止を推進するために、以下の組織等設置する

- (1) 院内感染管理体制と感染対策実施の推進を図るため、各部門の代表等で構成する秋田厚生医療センター 感染対策委員会を置く。
委員会に関し必要な事項は、感染対策委員会規約に定める
- (2) 主に院内感染管理を行うものとして、感染管理担当者を専従で配置する。

- (3) 感染対策委員会で決定された方針に基づき、病院全体を組織横断的に具体的かつ実践的に院内感染対策を実行する実務組織として、委員会の中に感染対策チームを置く（Infection Control Team：ICTとする）

ICTの会議・活動に必要な事項は、ICT規約に定める

- (4) 各部署の問題を検討し、ICTの指導の基、感染防止の中心的な役割を担う者として看護部門にリンクナース委員会を置く。リンクナース委員会に関し必要な事項は、看護部委員会基準に定める。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本事項

当院における感染症発生状況を把握するため、検査科細菌室から微生物検出状況について、感染対策委員会に報告し職員全体で情報を共有する

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

- (1) 院内感染が発生した場合、各診療科はICD（infection control doctor）又はICN（infection control nurse）へ速やかに報告する。ICD、ICNは緊急性、必要性に応じて、院長や管理者に速やかに報告する。感染管理担当者は状況を詳細に把握することに努め、ICD指示を受け、必要時ICTの召集を行い対策の介入をする

- (2) 特定の感染症が集団発生した場合には、ICD、ICNへ速やかに報告し、保健所や秋田県感染症情報センターなどとの連携をとり対応する

6. 院内感染防止対策マニュアルの整備

感染対策委員会は、各診療科・部門等に共通する感染対策マニュアルをまた、各診療科・部門独自の感染対策マニュアルを作成し、関係職員に周知する。感染対策各種マニュアルは、定期的に見直しを行い改訂する

7. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

- (1) 院内感染対策のための全職員を対象とした職員研修を、基本的に年2回以上は計画的に開催する。また、必要に応じて院内感染対策の基本的な考え方や具体策について研修会を開催し、職員の感染防止への意識と技術の向上を図る

- (2) 研修の実施内容や参加状況、意見等を記録に残し、研修の効果を評価して質的充実を図る

8. 患者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は病院ホームページで掲載する。また患者及びその家族などから閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとする
- (2) 院内感染防止対策に関する取り組み事項を病院玄関、各病棟に掲示する

9. その他、感染防止に関する啓蒙

- (1) 感染対策に関する広報誌「AWA AWA」の発行により、職員に感染対策の情報を速やかに提供する
- (2) 感染症週報を毎週配布し、耐性菌の発生などを周知する取り組みをする。
- (3) 患者・家族・来院者への感染防止への理解促進を図るためにポスターや標語などを院内に掲示する

9. その他当該病院における院内感染対策の推進の為の必要な基本方針

(1) サーベイランスの実施

ICTでは、ICN、微生物検査技師を中心に、感染管理に関わる対策の立案・導入・評価に不可欠な医療関連感染（Healthcare-Associated infection：HAI）に関するデータを継続的に収集、分析、解釈し、その結果を改善できる人々（現場のスタッフ）とタイムリーに共有する活動を実践する。

(2) 抗菌薬の適正使用について

抗MRSA薬使用時は使用届を主治医が記入し薬剤部に提出する。使用届の確認は薬剤部で行い、必要時ICTで検討する
抗菌薬適正使用に関しては抗菌薬使用指針に示す

(3) 耐性菌検出時の対応について

耐性菌検出時は、耐性菌発生報告書が微生物検査室から発行され、主治医が記入し検査室へ提出する。ICTではラウンド時の情報として活用する

10. 実施期日

1. 平成19年6月1日 制定
2. 平成23年1月1日 改訂
3. 平成24年11月27日 改訂
4. 平成26年4月1日 改定
5. 平成28年12月26日 改定